

# 受注 CO-NECT サービス約款 (2022年10月1日制定版)

号に従い、第三者から推測されにくいパスワードを使用する義務があります。この義務を怠ったことにより損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。

- (1) アルファベットの大小文字及び小文字、数字並びに記号を混ぜる等した複雑な6文字以上のパスワード
- (2) 他のウェブサイト又はサービス等で利用していない独自のパスワード
- (3) 住所、電話番号、生年月日等容易に推測できる情報に基づかないパスワード
- (4) その他第三者から推測されやすい要素、情報に基づかないパスワード

## 第1条 (本約款の適用)

1. 受注 CO-NECT サービス約款(以下「本約款」といいます)は、CO-NECT 株式会社(以下「CO-NECT」といいます)を提供元とする第5条に定めるサービス(以下「本サービス」といいます)の利用を希望し、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)がこれを承諾した者(以下「契約者」といいます)と当社との間に適用される契約条件を定めることを目的とします。当社は、契約者との間で本サービスの利用契約を締結し、本サービスを提供するものとします。
2. 本サービスの利用にあたっては、契約者が別途当社の定める基本約款に基づく基本契約を締結していることを前提とします。
3. 本サービスの利用にあたっては、本約款のほか、基本約款(以下、基本約款と本約款を併せて「当社約款」といいます)が契約者に適用されます。
4. 当社が本サービス又は本サービスにかかるウェブサイト(以下「本ウェブサイト」といいます)上で掲載する本サービスの利用に関するルールは、本約款の一部を構成します。
5. 本約款に定めのない事項に関しては、基本約款の定めが適用され、基本の定めと本約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本約款の定めが優先して適用されます。
6. 契約者が最新の基本約款に同意した場合又は第4条(本契約の締結及び成立)の定めにより同意したものとみなされた場合、すでに締結されたすべての本契約(第2条第3項に定義します)について、最新の基本約款が適用されます。
7. 本約款に使用する用語の定義は、基本約款において別段の定義がない場合、基本約款における定義と同一の意義を有するものとします。

## 第2条 (本契約の締結及び成立)

1. 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等(以下併せて「申込書等」といいます)に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとします。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされます。
2. 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行います。なお、利用希望者が以下の各号に該当する場合、利用希望者は、本サービスを利用することができません。この場合、遅滞なく利用希望者にその旨を通知します。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとします。
  - (1) 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用希望者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - (2) 申込書等の内容に虚偽記載があると当社が判断した場合
  - (3) 営業に必要な許認可を取得していない場合
  - (4) 利用希望者による本サービスの利用が当社の社会的信用を傷つけるおそれがあると当社が判断した場合
  - (5) 利用希望者が、暴力団関係者その他反社会的団体に属する者に相当する者又はこれらの者と関係性があると当社が判断した場合
  - (6) その他、当社が利用希望者による本サービスの利用が不相当であると判断した場合
3. 本サービスにかかる契約(以下「本契約」といいます)は、当社が利用希望者による本サービスの利用を承認した時点をもって成立します。

## 第3条 (本サービス)

1. 当社は、契約者に対し、本サービスとして次の各号に掲げるサービスを提供します(第1号に定める受注 CO-NECT サービス及び第2号に定めるオプションサービスをあわせて「本サービス」といいます)。
  - (1) 受注 CO-NECT サービス
  - (2) 契約者が CO-NECT より提供されるシステム(以下「本システム」といいます)に登録した発注者(飲食業、小売業その他の事業を営む法人その他の事業者をいい、以下「発注者」といいます)から、本システムに登録した食材等(以下「商品」といいます)の受注情報(以下、発注者の情報、発注者が発注した商品の情報とあわせて「受注情報」といいます)を受領することができる機能及びこれに付随する機能の利用を契約者に許諾するサービス。なお、受注 CO-NECT サービスの利用にあたっては、契約者は CO-NECT が定める「CO-NECT 利用規約」(以下「CO-NECT 利用規約」といいます)を遵守するものとします。但し、CO-NECT 利用規約の定めと本約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本約款が優先して適用されます。前号に付随するオプションサービス(以下「オプションサービス」といいます)は、有料と無料とがあります。なお、有料のオプションサービスに関しては別途定める「オプションサービス特約」が適用されます。
2. 本サービスは、本サービスを提供することに限られ、商品の売買契約(以下「売買契約」といいます)は、本サービス外において契約者自らが発注者と締結するものとし、当社は売買契約の成立に関与しません。また、当社は、売買契約の当事者にはならず、契約者又は発注者の媒介、代理等を行うものではありません。
3. 本サービスは、第三者のサービスと連携することがありますが、かかる連携を保証するものではなく、本サービスにおいて第三者のサービスと連携できない場合でも当社はその責任を負いません。
4. 本サービスの詳細(本サービスの内容、本サービスにかかるシステムの機能並びに本ウェブサイトのデザイン及び URL を含みますが、これらに限られません)は、申込書等及び営業資料等に記載のとおりとし、当社はこれを随時自由に見直すことができます。

## 第4条 (アカウントの管理)

1. 当社は、本システムを利用する契約者の役員、従業員その他使用人(契約者が個人事業主である場合は契約者自身を含み、以下「管理ユーザー」といいます)に対し、本システムを利用するための ID 及びパスワード等(以下併せて「アカウント」といいます)を提供します。また、本サービスの提供において連携する第三者が発行する ID 及びパスワードを契約者に対し提供する場合があります。
2. 契約者は、本システム上に作成される契約者専用のページ(以下「管理ページ」といいます)を利用することができます。すべての管理ユーザーのアカウントによりこれを利用することができます。なお、契約者は、本約款につき1つの管理ページを利用することができます。
3. 契約者がアカウントの登録を行う又は管理ユーザーに登録させる際は、以下の各

4. 契約者は、アカウントを安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはならないものとします。また、管理ユーザーに本条と同等の義務を課さなければならないものとします。
5. 契約者は、定期的パスワードを変更する義務があります。
6. 当社は、一定回数以上にわたり、ログインに失敗した場合等、アカウントの不正利用の可能性があると判断した場合、当社の判断により、当該アカウントの利用を停止できるものとします。この場合、契約者は、当社が定める手続きに従い、利用停止の解除を行うこととします。なお、当社がアカウントの利用停止を行ったことにより、管理ユーザーが本サービスを利用できない場合であっても、当社は一切の責任を負わず、契約者は、本サービスの利用料金を支払う義務を免れません。
7. アカウントを使用して行われた行為のすべては、契約者による行為とみなして契約者は当社に対し、その責任を負うものとします。
8. アカウントに関連して、当社の責めに帰すべき事由によらず契約者その他第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。
9. 原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合、契約者は、直ちにアカウントを破棄するものとし、本契約の終了後はアカウントを使用してはならないものとします。

## 第5条 (本サービスの利用)

1. 契約者は、本契約の契約期間中は、管理ユーザーを登録し、管理ユーザーは、管理ページ上で本サービスを利用することができます。
2. 管理ユーザーは、管理ページにおいて、発注先、商品その他必要事項を登録の上、本サービスを利用します。
3. 前各号に定めるもののほか、本サービスの利用方法等については、本システムにある説明ページ又は営業資料の記載に従うものとします。

## 第6条 (バックアップ)

契約者は、契約者が本サービスの利用において作成した受注情報について、自らの責任でバックアップを行うものとし、当社は、受注情報の保管、保存およびバックアップ等に関し、一切責任を負いません。

## 第7条 (本サービスの契約期間)

1. 本サービスの契約期間(以下「本契約期間」といいます)は、本契約の成立日から有効とし、別途通知する利用開始日(以下「利用開始日」といいます)より起算して1年後の応当日の前日までとします。
2. 本契約期間の満了日の1か月前までに一方当事者から他方当事者に対し書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。但し、別途合意した場合を除きます。

## 第8条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金(以下「利用料金」といいます)は、月額とし(月とは暦月ではなく利用開始日より1か月間を月とみなします)、申込書表面に記載のとおりとします。なお、利用料金は、利用開始日から発生します。
2. 契約者が当社に支払う金額は、利用料金及び利用料金に対して課される消費税等の税金の合計額とします。

## 第9条 (支払条件及び支払方法)

1. 当社は月額の利用料金を利用開始日が属する月(暦月とします)の翌月に請求し、契約者はその月の末日(引き落としの場合は毎月26日。土日祝日の場合はその前日)までに当社が指定した支払条件及び支払方法(契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法)に従い、当社に支払うものとし、以降も同様とします。
2. 当社が必要と認め、契約者に相当期間を定めて通知した場合、当社は契約者に対して支払方法の変更等を行うことができるものとし、契約者はこれに応じるものとします。
3. 利用料金の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとします。

## 第10条 (当社による本契約の解約)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができます。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済するものとします。なお、本条による本契約の終了は、当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
  - (1) 契約者が本約款に違反した場合
  - (2) 本契約の成立後6か月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない等本サービスを利用する意思がないと当社が判断した場合
  - (3) 契約者が本サービスの利用料金の支払いを滞り、当社からの催告にもかかわらず相当期間経過後も支払いがない場合
  - (4) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
  - (5) 契約者が自己の営業の停止又は廃止をした場合
  - (6) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
  - (7) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
  - (8) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
  - (9) 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
  - (10) 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受

- けた場合
- (11) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (12) 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
  - (13) 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
  - (14) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
  - (15) 契約者が死亡した場合
  - (16) 契約者による当社への過度な要求があった場合
  - (17) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
  - (18) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、本契約期間中においても、契約者に対し電子メール又は書面による通知を行うことにより、本契約を終了させることができるものとします。

#### 第11条 (契約者による本契約の解約)

1. 契約者は、本契約期間中に本契約を解約する場合、当社所定の方法に従い、解約希望日の1か月前までに当社に対し本契約を解約する旨の届け出を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了させることができるものとします。
2. 前項により本契約を解約する場合、契約者は、契約残期間分の利用料金を額当に当社一括で支払わなければならないものとします。なお、解約希望日が月(月とは暦月ではなく利用開始日より1か月間を月とみなします)の途中であっても、契約者は、月額で定められた利用料金の全額を支払う義務を負い、当社は、日割計算による減額又は返金を行いません。

#### 第12条 (本契約終了後の取り扱い)

1. 契約者は、終了事由のいかんにかかわらず、本契約終了後直ちに、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたすべての貸与物(アカウントを含むがこれに限られない)を、当社の指示に従い返却し、または契約者の責任で廃棄または消去するものとします。
2. 当社は、本契約が終了した場合、本システムから受注情報の消去を行います。この場合、当社は、契約者の申し出によっても当該受注情報の復旧を行わず、また、当該受注情報が完全に消去されたことを保証せず、消去証明書の発行は行いません。契約者は、必要とする受注情報は、第6条(バックアップ)の定めに従い契約者自らの責任でバックアップ等を実施するものとし、当該消去に伴い契約者に生じた損害について当社は一切の責を負わない。
3. 当社は、前項の定めによって受注情報を消去した後であっても、第18条(当社又はCO-NECTによる受注情報の利用等)に定める形式での利用を行うことができます。
4. 本契約が終了した場合、その終了事由の如何を問わず、終了時に未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本約款が適用されるものとします。

#### 第13条 (禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為を含みます)を行ってはならないものとします。
  - (1) 公序良俗に反する行為
  - (2) 犯罪行為に結び付く、又は犯罪行為を助長するような行為
  - (3) 法令に違反する行為又は法令に違反する行為に結びつく行為
  - (4) 著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利を侵害する行為
  - (5) 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を行い、又はこれらを助長する行為
  - (6) 第三者に対して迷惑を蒙らせる行為
  - (7) 第三者に誤認混同を生じさせる行為
  - (8) わいせつな情報又は青少年に有害な情報を送信する行為
  - (9) 異性交際に関する情報を送信する行為その他の異性交際を目的とする行為
  - (10) 反社会的な表現を含む情報又はチェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報を送信する行為
  - (11) 本サービスに関し利用し得る情報を改ざんする行為
  - (12) 当社若しくはその子会社その他の関係会社(以下併せて「当社グループ」といいます)、CO-NECT又は第三者の商品若しくはサービスを毀損する行為
  - (13) 当社グループ、CO-NECT又は第三者の社会的信用を傷つける行為
  - (14) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
  - (15) 逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他本システムのソフトウェアを改変・修正・解析等をする行為
  - (16) 当社若しくは第三者の設備、サーバー等に支障を及ぼす行為又は及ぼすおそれのある行為
  - (17) 本サービスをを通じて短時間に著しく大量のデータを送受信する行為等、本サービスの運営や第三者による利用の妨げになる行為
  - (18) 本サービスの提供を妨害する又は妨害のおそれのある行為
  - (19) 本サービスの趣旨から逸脱した行為
  - (20) 当社が別途禁止する行為
  - (21) その他前各号に類する、又は前各号と実質的に同等の行為
2. 当社は、本サービスの契約者による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、契約者に事前に通知することなく、当該情報の全部又は一部を削除することができるものとします。
3. 第1項各号のほか、当社は営業資料、本ウェブサイト、管理システム又は管理ページ上において禁止事項及び注意事項等(名称を問わず、契約者が守るべき事項)を別途定めることができ、契約者はこれらを遵守するものとします。

#### 第14条 (本サービスの提供の停止等)

1. 当社は、以下の各号に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止することができるものとします。
  - (1) 当社グループの設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等のために必要な場合
  - (2) 電機通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中断した場合
  - (3) 地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、疾病、社会的混乱、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令その他政府による行為等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
  - (4) 第三者のサービス又は施設を利用して本サービスを提供している場合で、当該第三者の設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合

2. 当社は、契約者が以下の各号に該当する場合(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断した場合も含みます)、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止し、又は契約者による本サービスの利用の一部又は全部を制限することができます。
  - (1) 契約者が当社約款に違反し、当社からの改善要請に応じない場合
  - (2) 契約者、契約者の役職員その他の関係者が逮捕、起訴された場合
  - (3) 契約者による本サービスの利用料金その他当社kへの支払が遅滞した場合
  - (4) その他当社が合理的な理由により契約者に対する本サービスの提供を不適当と判断した場合
3. 前2項の定めに基づき、当社が本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該停止期間中の本サービスの利用料金は減額されず、契約者は、当該停止期間における本サービスの利用料金を支払うものとします。

#### 第15条 (本サービスの廃止等)

1. 当社は、社会情勢、ユーザー動向の変化等に対応するため、本サービスの内容を変更又は廃止することがあります。この場合、相当期間をもって契約者に対し通知を行うものとします。但し、行政機関、司法機関その他の公的機関による命令、処分、要請等により直ちに本サービスを廃止する必要があると当社が判断したときは、契約者に事前の通知を行うことなく直ちに廃止することができます。
2. 前項に基づき本サービスを変更又は廃止する場合、当該変更又は廃止により契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。

#### 第16条 (設備の負担等)

1. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、契約者の費用と責任において行うものとします。
2. 契約者は、自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
3. 当社は、契約者が送受信した受注情報その他の情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではありません。なお、当社にかかる情報の消失に基づき契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。
4. 契約者は、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、本ウェブサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を契約者のコンピューター等にインストールする場合には、契約者が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとし、当社は契約者に発生したかかる損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第17条 (知的財産権等)

1. 本サービスの提供に伴い当社又はCO-NECTが作成したドキュメント(マニュアル、レポート、提案書等を含むがこれらに限られません)、本システム(プログラムを含みますがこれらに限られません)及び本ウェブサイト(以下あわせて「著作物等」といいます)の所有権並びに著作権その他一切の権利(以下「知的財産権等」といいます)は、当社、CO-NECT又はライセンスを許諾している者に帰属します。但し、当該著作物等に契約者が従前より権利を有するものが含まれる場合はこの限りではありません。
2. 当社は、契約者に対し、本サービスの利用にあたり必要な範囲内において、前項に定める著作物等を利用することを許諾します。但し、契約者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、著作物等を複製、翻訳、改変等を行ってはならないものとします。

#### 第18条 (当社又はCO-NECTにおける受注情報等の利用等)

1. 契約者は、受注情報その他契約者が本サービスにおいて登録又は発信した情報その他情報(以下「本データ」といいます)を本サービスの提供元であるCO-NECTが取得することをあらかじめ同意するものとします。なお、CO-NECTは取得した本データをCO-NECT利用規約及びCO-NECTが定めるプライバシーポリシー(<https://conct.jp/about/privacypolicy>)に従って取り扱うものとします。
2. 契約者は、当社が本データのうち個人情報を除くデータ(以下「当社取得情報」といいます)をCO-NECTより提供を受け、当社が当社取得情報を本サービスの利用状況の分析・改善等本サービス及びこれに関連するサービス(食材の配送サービスを含むがこれに限られません)のために、当社の事業の活動のために利用(複製、複写、改変等、第三者への開示又は再許諾その他あらゆる利用)することについて、あらかじめ同意するものとします。
3. 契約者は、CO-NECTが本データ、本サービスを通じて得た情報及び契約者(役員、従業員その他使用人を含みます)が提供した情報を、統計データ、分析データ又は集合的データの形式に処理・加工し情報の分析及び評価をすること、自己若しくは情報主体が特定できない形式(統計データ、分析データ又は集合的データの形式とあわせて以下「加工データ形式等」といいます)で第三者への開示又は再許諾することについて、あらかじめ同意するものとします。なお、当社は、CO-NECTより、これらの情報を加工データ形式等で開示を受けることができます。
4. 前項の定めにかかわらず、契約者は、本サービスの利用により、本データ及び当社取得情報を格納するサーバーを管理及び運営する第三者に対して本データ及び当社取得情報が提供される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
5. 契約者は、本サービスに関連して自らが第三者から個人情報を取得する場合、当該個人情報にかかる利用目的の通知ならびに当該個人情報をCO-NECTに開示・提供することに関する同意を取得する等、個人情報保護に関する法律およびその関連法令等(以下「個人情報保護法等」という)上必要となる措置を講じるものとします。
6. 契約者は、本サービスを通じて個人情報の提供を受ける場合があることを承諾するものとします。また、契約者は、かかる場合において、当該個人情報を自らの責任のもと適切に取り扱うとともに、個人情報保護法等上必要となる措置を講じるものとします。

#### 第19条 (秘密保持)

1. 当社及び契約者は、相手方が開示の際に秘密の旨を表示して開示した情報(以下「秘密情報」といいます)を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本サービスの提供の目的並びに権利の行使及び義務の履行以外に使用してはならないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。
  - (1) 開示された時点ですでに公知であった情報又は既に当社若しくは契約者が適法に保有していた情報

- (2) 開示後、当社又は契約者の責によらず、公知となった情報
  - (3) 当社又は契約者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から入手した情報
  - (4) 当社又は契約者が独自に開発した情報
3. 第1項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則(金融商品取引所の定める規程・規則を含む)上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、当社又は契約者は、強制された範囲で秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当社又は契約者は、開示前又はやむを得ない場合は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知しなければならないものとします。
  4. 第1項の定めにかかわらず、当社及び契約者は、必要な範囲において、自己又はその子会社の役職員、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに対して、秘密情報を開示できるものとします。

#### 第20条 (個人情報の取り扱い等)

1. 当社は、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法(個人情報保護法ガイドライン・指針その他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ)及び当社サイト上において定める「プライバシーポリシー」に従って、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、契約者が、本約款に違反し、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの提供を確保するため必要と当社が認める範囲で契約者の通信の秘密に属する情報の一部を第三者に提供することができるものとします。
3. 契約者は、第18条(当社又はCO-NECTによる受注情報等の利用等)に定める場合に加え、本サービスの利用により取得した個人情報を個人情報保護法に従って、適切に取り扱うものとします。

#### 第21条 (紛争の処理)

1. 契約者は、本サービスについて発注先その他第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求または主張(以下、総称して「クレーム等」という)がなされた場合、直ちに当社に通知の上、当社の指示に従うものとします。
2. 契約者は、自己の責任により本サービスを利用するものとし、発注先その他第三者からのクレーム等については、自己の責任を負担においてこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。但し、当社がクレーム等について、解決に向けた対応を当社が行う必要があると判断した場合又は当社が対応せざるを得ない場合、当社は、契約者の同意を得ることなく、当該クレーム等に対応することができるものとします。
3. 本サービスの利用から生じる損害(発注先その他第三者によるクレーム等に起因する損害を含みます)については、当社は一切責任を負いません。
4. 前項に加え、契約者は、クレーム等により当社が被った損害(弁護士費用、第三者から請求された賠償額を含む)及び損失を賠償または補償するものとします。但し、かかるクレーム等が当社の故意または重過失に起因する場合はこの限りではありません。

#### 第22条 (非保証・免責)

1. 当社は、契約者への本サービスの提供に関し、明示的又は黙示的であるかを問わず、期待若しくは特定の目的への適合性、機能及び効果の有効性、完全性、有用性、継続性又はシステムへの脅威に対する安全性についていかなる保証も行いません。
2. 契約者は、本サービスを利用することが契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、契約者による本サービスの利用が、契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
3. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、契約者のメッセージ又は情報の削除又は消失、本契約の解除、本サービスの利用による受注情報の消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して契約者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
4. 本ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから本ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、本ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。

#### 第23条 (存続条項)

原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第4条(アカウントの管理)第9項、第10条(当社による本契約の解約)第1項、第11条(契約者による本契約の解約)第2項、第12条(本契約終了後の取扱い)、第17条(知的財産権等)、第18条(当社又はCO-NECTにおける受注情報等の利用等)、第19条(秘密保持)、第20条(個人情報の取扱い等)、第21条(紛争の処理)、第22条(非保証・免責)、本条は、有効に存続します。但し、第19条(秘密保持)については、3年に限り存続します。

制定日 2022年10月1日